

<認知度> E 市が行っている防災啓発事業(防災フォーラム・出前講演など)があることについて。

上段:実数、下段:%	サンプル数	知っている	知らない	無回答
全 体	1,107 100.0	321 29.0	745 67.3	41 3.7

<認知度> F 防災意識や知識を高めるために自治会や各区等で防災訓練が行われていることについて。

上段:実数、下段:%	サンプル数	知っている	知らない	無回答
全 体	1,107 100.0	488 44.1	585 52.8	34 3.1

<認知度> G 最新の避難情報や災害概況、雨量、水位情報などが確認できるwebサイト「防災情報北九州」があることについて。

上段:実数、下段:%	サンプル数	知っている	知らない	無回答
全 体	1,107 100.0	298 26.9	765 69.1	44 4.0

問 12 あなたは、地震や台風等の自然災害が発生した場合に備え、事前に何らかの準備や想定をしていますか。次の中から、あてはまるものを選んでください。

	サンプル数	万一、避難が必要となる場合に備え、避難先を決めている	河川氾濫や津波の場合は、あらかじめ避難経路を確認している	家族の安否確認等について連絡方法を決めている	危険箇所を事前にチェック	土砂災害や浸水等の可能性がある危険箇所を事前にチェック	家の内外の危険箇所の固定や補強等をしている	水・非常食・懐中電灯・携帯ラジオ等の非常持ち出し品準備	防災に関する情報をパソコンや携帯電話に配信するサービスを登録	その他	特に準備や想定をしていない	無回答
上段:実数 下段:%												
全 体	1,107 100.0	499 45.1	109 9.8	118 10.7	147 13.3	140 12.6	287 25.9	255 23.0	13 1.2	303 27.4	32 2.9	

出所:「市民アンケート調査業務報告書」を基に監査人作成

アンケート結果を見ると、市の防災・災害対策の状況や防災啓発事業(防災フォーラム・出前講演等)及び各自治体で行われている防災訓練等で認知度が低い結果が見受けられるが、現状、市はアンケート結果について、防災に関する取り組みを策定する際の要素として十分に考慮できていないとのことである。アンケート結果は市民の意見であり、防災活動に関する取り組みを策定する上で重要であると考えられる。このため、アンケート結果を防災活動の計画に反映する要素として検討することが望まれる。

(イ) みんな de Bousai まちづくり推進事業について

市は、市民が自ら「命を守りぬく」ことができる自助・共助の力を向上させるとともに、地域防災力の育成及び活性化を推進するため、「みんな de Bousai まちづくり推進事業」を行っている。平成 29 年4月時点では、市が有する 132 校区のうち7校区がモデル校区として当該事業を実施していた。今後、同事業の実施校区を増やしていく予定であるが、同事業を市全域に広めるには、現状のペースでは多大な期間を要するため、同事業の展開について市の積極的な働きかけが望まれる。

<内容>

市は、地域における自主防災体制の整備を図るため、自主防災組織の結成及び育成を促進、支援し、自主防災組織の活動を通して、地域住民の防災意識の高揚と防災知識の普及を図るとともに、防災技術の向上に向け、訓練指導の推進を図るための計画を策定している。

市は、自主防災組織について以下のとおり定めている。

第2章 災害予防計画

(中略)

第 21 節 地域における自主防災体制の整備

(中略)

第2 自主防災組織の活動

自主防災組織とは、災害を未然に防止し、又は被害を軽減するために地域住民が連帯共同して、関係機関等と一体となって、地域ぐるみで自主的な防災活動を行う組織であり、次の活動を行うものとする。

- 1 防災訓練
- 2 被害予防
- 3 避難
- 4 初期消火
- 5 救護
- 6 情報伝達

第3 自主防災組織の結成

自主防災組織は、地域住民が自主的に結成し、運営することを基本原則とする。

第4 自主防災組織の強化

- 1 結成された自主防災組織は、防災リーダー(防災委員・防災推進委員)を指定する。
- 2 市は、防災リーダー(防災委員・防災推進委員)の研修、各種活動計画の作成、防災訓練の指導など自主防災組織の活動全般を支援する。
- 3 市は、自主防災組織の活動の充実に向けて、災害時に住民相互の助け合いができるよう、日頃からの地域活動、及び女性の参画を促進し、地域コミュニティの活性化に努めるものとする。

第5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- 1 一定の地区内の住民及び事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。
- 2 危機管理室は、地区Bousai 会議運営支援事業において、地区における自発的な防災活動に関する計画である「地区防災計画」の作成を促進する。

第6 災害時活動マニュアルの作成

災害時における自主防災組織の活動マニュアルの作成を促進する。

災害時活動マニュアルの作成にあたっては、高齢者、障害者等要配慮者に十分配慮し、地域において高齢者、障害者等要配慮者を支援する体制の確立に努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等の男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

第7 みんな de Bousai まちづくり推進事業の推進

1 地区 Bousai 会議運営支援事業

危機管理室は、小学校区単位を基本とした住民主体で設置及び運営する「地区 Bousai 会議」へ、専門家の派遣による地区防災計画策定の支援などを行い、当該地区における防災活動の活性化を図る。

2 みんな de Bousai 人材育成事業

危機管理室は、地域での防災活動における新たな担い手を育成するため、北九州市立大学と連携し、大学生を対象にした講義及び講座を行うとともに、地区における防災活動へ当該大学生の参画を支援する。

出所：地域防災計画（災害対策編）

自主防災組織の活性化の一環で、市は、地域防災力の向上を目的に、平成 25 年度から「みんな de Bousai まちづくり推進事業」に取り組んでいる。同事業は、過去の経験から、「減災」のためには、自助・共助の力を向上させることが必要不可欠であること、また「北九州市地域防災計画見直し検討会」からの意見として、地域コミュニティが持つ防災力の重要性が指摘されていることを背景として、住民が自ら「命を守り抜く」ことができる自助・共助の力を向上させ、地域防災力の育成及び活性化を行う事業である。

同事業の一環として、平成 26 年度から平成 28 年度に、モデル校区として7区に「地区 Bousai 会議」を設置し、住民自らの手による地区防災計画の策定を行っている。なお、平成 26 年度から平成 28 年度に同事業を実施したモデル校区は以下のとおりである。

【みんな de Bousai のモデル校区】

対象年度	対象校区
平成 26 年度・平成 27 年度	・門司区田野浦校区 ・小倉南区志井校区 ・若松区二島校区 ・戸畑区鞆ヶ谷校区
平成 27 年度・平成 28 年度	・小倉北区足原校区 ・八幡東区高槻校区 ・八幡西区塔野校区

出所：市作成資料を基に監査人作成

担当者の回答によれば、同事業の実施は各区による希望制となっており、年間 10 校区以内の実施を予定しているとのことであった。現状、平成 29 年4月時点において、市は 132 校区を有することを考慮すると、現在の実施ペースでは同事業の市全域への展開には多大な期間を要すると考えられる。このため、防災意識の高い校区のみではなく、

市全域へと同事業を展開するために、各校区への積極的な働きかけが必要となる。また、具体的な目標年度を定めた上で、同事業を展開していくことが望まれる。

(ウ) 備蓄品の目標数量について

市は、災害発生時のための備蓄品の目標数量を、「福岡県地震に関する防災アセスメント調査(平成 24 年3月)」における想定避難者数に基づいて算定している。同調査は平成 24 年3月に実施されたものであり、それ以降、想定避難者数の見直しを行っておらず、現状の想定避難者数が十分でない可能性がある。災害発生時における十分な備蓄品の供給の観点から、想定避難者数の見直しの必要性について検討することが望まれる。

<内容>

市は、平成 29 年4月時点において、以下のとおり、備蓄食糧・飲料水を有している。平成 29 年4月時点では、食糧が 165,870 食分、飲料水が 56,009 リットルである。

【区ごとの備蓄食料及び飲料水】

(平成 29 年 4 月)									
保管場所	門 司	小倉北	小倉南	若 松	八幡東	八幡西	戸 畑	本 庁	合 計
パスタ類 (単位:食)	409	271	360	240	220	380	320	1,000	3,200
クラッカー類 (単位:食)	1,362	1,012	1,070	1,178	2,094	1,078	1,130	0	8,924
ご飯類 (単位:食)	13,369	15,165	17,800	10,003	8,000	21,750	6,050	1,500	93,637
パン類 (単位:食)	1,697	1,782	1,650	1,100	1,190	2,100	1,200	1,400	12,119
汁 類 (単位:食)	6,500	8,190	9,360	5,220	4,140	11,520	3,060	0	47,990
合 計 (単位:食)	23,337	26,420	30,240	17,741	15,644	36,828	11,760	3,900	165,870
飲料水 (単位:リットル)	8,682	8,392	9,815	5,028	4,208	12,540	3,456	3,888	56,009

出所:地域防災計画(付属資料編)

備蓄品の目標数量について、平成 25 年度において「備蓄食糧・飲料水 購入(更新)計画」を策定し、以降5年間にわたり、目標備蓄数量に達する方針で備蓄品の購入を行っている。

年度別の備蓄量は以下のとおりである。

【年度別の備蓄量】

	平成25年4月	平成26年4月	平成27年4月	平成28年4月	平成29年4月	平成30年4月 (目標数)
非常用食糧(単位:食)	16,733	55,661	92,717	129,159	165,870	198,000
パスタ類	894	894	1,382	1,683	3,200	
クラッカー類	3,281	4,451	6,008	7,603	8,924	
ご飯類	3,619	24,433	45,446	65,141	93,637	
パン類	3,479	4,913	5,091	5,142	12,119	
汁類	5,460	20,970	34,790	49,590	47,990	
非常用飲料水(単位:リットル)	4,920	17,320	29,848	42,018	56,009	66,000

出所:市からの回答を基に監査人作成

平成 29 年度において、食糧及び飲料水ともに目標数量に到達し、充足率が 100%を超える予定である。目標数量の詳細は以下のとおりである。

【目標非常用食糧】

備蓄数量(目標数):22,000 人×3食×3日分=198,000 食

場所	数量	内訳
市立小学校 全 131 校	131,000 食	1,000 食/校×131 校
各区役所	14,280 食	(各区役所で按分)
緊急物資輸送センター	19,500 食	19,500 食×1箇所
市民センター 全 133 箇所	33,250 食	250 食/箇所×133 箇所
合計	198,030 食	

出所:市作成資料を基に監査人作成

【目標非常用飲料水】

備蓄数量(目標数):22,000 人×3ℓ×1日分=66,000ℓ

場所	数量	内訳
市立小学校 全 131 校	47,160ℓ	360ℓ/校×131 校
各区役所	420ℓ	60ℓ/箇所×7箇所
緊急物資輸送センター	2,460ℓ	2,460ℓ/箇所×1箇所
市民センター 全 133 箇所	15,960ℓ	120ℓ/箇所×133 箇所
合計	66,000ℓ	

出所:市作成資料を基に監査人作成

上記食糧・飲料水の備蓄量は、想定避難者数を前提に見積もっている。市の想定避難者数は 22,000 人となっているが、担当者によれば、同人数は、「福岡県地震に関する防災アセスメント調査(平成 24 年3月)」における想定避難者 21,380 名を基に決定しているとのことであり、それ以降は想定避難者数の見直しは行っていないとのことであった。

「福岡県地震に関する防災アセスメント調査(平成 24 年3月)」の概要は以下のとおりである。

第2章 災害予防計画

(中略)

第5節 災害原因等の科学的調査

(中略)

第3 福岡県地震に関する防災アセスメント調査(平成 24 年3月)

1 調査概要

福岡県は阪神・淡路大震災を教訓として、平成7年度～平成8年度にかけて「地震に関する防災アセスメント調査」を実施した。その後、平成 17 年3月 20 日に発生した福岡県西方沖地震により、県内に甚大な被害が生じたこと、及び前回調査から 10 年が経過したことを踏まえ、社会状況の変化、地震に関する新たな知見を反映した地震被害想定を平成 18 年度に行った。さらに5年経過し、社会状況の変化及び活断層、地盤条件などの調査研究の蓄積を踏まえ、福岡県に大きな被害をもたらす可能性のある地震被害などを調査・検討し、地震防災対策の基礎資料とする。

2 調査結果

- (1) 調査範囲 福岡県全域
- (2) 調査単位 被害想定範囲は、基本的に 250m メッシュとする。
- (3) 地震の発生時刻 平日の「冬の夕刻」(17 時～18 時)とする。
- (4) 被害想定 (略)

出所:地域防災計画(災害対策編)

上記の調査は平成 24 年3月に実施されており、同調査から現時点で5年超経過していること、また、平成 28 年4月に生じた熊本地震発生時においては、想定避難者数を大きく上回る避難者が生じた結果、避難所における物資が不足した事実もあることを踏まえると、現状の想定避難者数が十分でない可能性がある。このため、想定避難者数の見直しの必要性について検討することが望まれる。

(エ) 備蓄品の配置について

市は、非常用食糧及び非常用飲料水の各市民センター及び各市立小学校への配置数を一律で定めている。しかし、各区における人口数、地域の特性等はそれぞれ異なるものと考えられる。このため、現状の一律に定めている数が十分な配置数となっているかについて検討することが望まれる。

<内容>

市は、各市民センター及び各市立小学校における備蓄品の配置数について、周辺の人口構成や災害発生リスクの大小に関わらず一律で以下のとおり定めている。

【市民センター及び市立小学校における備蓄品の配置数】

場所	備蓄数量	根拠
市民センター	パン類 250 食 飲料水 120ℓ	小規模であり、パン類等の軽食を備蓄している。
市立小学校	アルファ米 1,000 食 飲料水 360ℓ	多数の避難者が想定されることから、アルファ米を備蓄している。

出所:市からの回答を基に監査人作成

担当者によれば、備蓄品の保管施設や管理環境は一律ではないため、人口比率を考慮し配置することは困難であること、また、災害は市内全域に平均して発生するよりも、いずれかの地域に偏って発生する可能性の方が高いことから、各施設には最低限の一律の備蓄を行い、緊急物資輸送センター等にまとめて備蓄配置し、災害の状況に応じて不足している施設に配布するほうが望ましいと判断しているとのことであった。

災害発生時において、各避難所に想定される避難者数は、各区の人口数のみならず、地域特性(例:津波、浸水域等)によっても、それぞれ異なるものと考えられる。また、災害発生時における物資の供給ルート寸断等のリスクを考えると、各市民センター及び各市立小学校における現在の一律の備蓄数量では十分でない可能性がある。

このため、現状の一律に定めている数が十分な配置数となっているかについて再度検討することが望まれる。

(オ) 市民センターにおける備蓄品の管理方法について

市民センターにおける備蓄品の管理については、管理要領で定めているが、各施設の施設管理者に一任されている状況であるため、備蓄品管理に関する詳細(例:備蓄品置き場の施錠管理等)について、各施設管理者と十分な情報共有を行うことが望まれる。

<内容>

市は、市民センターにおける備蓄品の管理について、「市民センターにおける非常用食糧及び非常用飲料水管理要領」に、以下のとおり明記している。

【市民センターにおける備蓄品の管理について】

(趣旨)								
第1条 この要領は、災害時に避難所となる市民センターに配置する避難者用の非常用食糧及び非常用飲料水(以下、「飲料水等」という。)を適正に管理するために定めるものであり、その取扱いについては、この要領に定めるところによる。								
(飲料水等の管理者)								
第2条 飲料水等の管理者(以下、「管理者」という。)は、各市民センターの施設管理者とする。								
なお、管理者は、この要領に従い保管その他の事務を行わなければならない。								
(台帳の整備)								
第3条 管理者は、別紙様式1に定める台帳を整備し、飲料水等の受入および払出を管理する。								
(飲料水等の受入)								
第4条 非常用飲料水は、0.5リットル24本入りの箱を毎年2箱ずつ受け入れる。(最大10箱)								
2 非常用食糧(パン類)は、50食入りの箱を毎年1箱ずつ受け入れる。(最大5箱)								
(配置スケジュール)								
第5条 飲料水等の配置スケジュールは次のとおりとする。								
年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	
飲料水	2箱	2箱	2箱	2箱	2箱	2箱	2箱	
食糧	0箱	1箱	1箱	1箱	1箱	1箱	1箱	
賞味期限切れ	飲料水			▲2箱 <small>(H25年度購入分)</small>	▲2箱 <small>(H26年度購入分)</small>	▲2箱 <small>(H27年度購入分)</small>	▲2箱 <small>(H28年度購入分)</small>	
	食糧						▲1箱 <small>(H28年度購入分)</small>	
配置数	飲料水	6箱	8箱	10箱	10箱	10箱	10箱	
	食糧	0箱	1箱	2箱	3箱	4箱	5箱	
※ 以後、同様に毎年定数を納入する。賞味期限が1年を切ったものは、地域の防災訓練時や各種地域活動において活用する。								

(飲料水等の払い出し)

第6条 災害発生時、避難所運営のため、市民センター所在区の区役所から派遣される職員(区対策部民生班)が飲料水等の払出しを行うこととする。

なお、緊急の場合はこの限りではない。

(点検及び報告)

第7条 管理者は、毎年4月末日までに飲料水等を点検し、その状況を別紙様式2により市民センター所在区の区役所総務企画課長に報告することとする。

また、年度途中において、在庫確認が必要な場合は、市民センター所在区の区役所総務企画課長の照会に基づき報告することとする。

出所:「市民センターにおける非常用食糧及び非常用飲料水管理要領」

管理方法については、第2条の記載があるのみであり、詳細な方法については特段定められていない。このため、備蓄品管理に関する詳細(例:備蓄品置き場の施錠管理等)について、各施設管理者と十分な情報共有を行うことが望まれる。

(カ) 市民センターにおける備蓄品の補充方針について

避難所において備蓄品が使用された場合の補充方針は定められていない。備蓄品の補充を速やかに行うために、備蓄品の補充方針を明確にマニュアル等で定めることが望ましい。

<内容>

市民センターでは、年2回(4月、出水期後)及び災害により市民センターを避難所として開設した後は、市民センターで払い出された備蓄品に関する情報を所在地区役所へ報告することになっている。しかし、これら備蓄品の補充については、慣習に基づき各区役所のタイミングで補充を行っている。

現状、慣習に基づいた備蓄品の補充は適時に行われているようであるが、避難所において備蓄品を速やかに補充することは重要であるため、備蓄品の補充方針を明確にマニュアル等で定めることが望ましい。

(キ) 市立小学校における備蓄品の管理方法について

各小学校に配置されている備蓄品については、払い出し実績がないことから、その他の備蓄品保管場所とは異なり、定期的な実地棚卸による実物の確認が行われていない。このため、市が把握している備蓄数量と実物数量の一致、また、備蓄品の保管状況が確かめられていない状況である。災害発生時においては、各小学校で多数の避難者の受け入れが想定される。このため、通常時における備蓄品の保管状況把握の観点か

ら、各小学校における備蓄品についても、定期的に保管状況を確認することが望まれる。

<内容>

市は、市立小学校における備蓄品の管理方法について、以下のとおり、「市立小学校における非常用食糧及び非常用飲料水管理要領」を定めている。

【市立小学校における備蓄品の管理方法について】

1 趣旨

この要領は、災害時に避難所となる市立小学校に配置する避難者用の非常用食糧及び非常用飲料水(以下、「非常用食糧等」という。)の取扱いについて定めるもの。

2 非常用食糧等の受入

○ 非常用食糧

- ・ アルファ米(50食入)の箱を毎年3箱ずつ受け入れる。(最大15箱)
- ・ アルファ米・白粥(50食入)の箱を毎年1箱ずつ受け入れる。(最大5箱)

○ 非常用飲料水

- ・ 0.5ℓ24本入りの箱を毎年6箱ずつ受け入れる。(最大30箱)

3 配置スケジュール

年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
アルファ米	3箱	3箱	3箱	3箱	3箱	3箱	3箱
アルファ米・白粥		1箱	1箱	1箱	1箱	1箱	1箱
けんちん汁	1箱						
飲料水	6箱	6箱	6箱	6箱	6箱	6箱	6箱
賞味期限切れ	アルファ米			▲3箱 <small>(26年度購入分)</small>	▲3箱 <small>(26年度購入分)</small>	▲3箱 <small>(27年度購入分)</small>	▲3箱 <small>(28年度購入分)</small>
	アルファ米・白粥						▲1箱 <small>(28年度購入分)</small>
	けんちん汁			▲1箱 <small>(26年度購入分)</small>	▲1箱 <small>(27年度購入分)</small>	▲1箱 <small>(27年度購入分)</small>	
	飲料水			▲6箱 <small>(26年度購入分)</small>	▲6箱 <small>(26年度購入分)</small>	▲6箱 <small>(27年度購入分)</small>	▲6箱 <small>(28年度購入分)</small>
配置数	アルファ米	9箱	12箱	15箱	15箱	15箱	15箱
	アルファ米・白粥		1箱	2箱	3箱	4箱	5箱
	けんちん汁	3箱					
	飲料水	18箱	24箱	30箱	30箱	30箱	30箱

※ 以後、同様に納入する。賞味期限が1年を切ったものは、地域や学校等の防災訓練時などに啓発用として活用する。

4 非常用食糧等の払出

災害発生時、避難所運営のため、学校所在区の区役所から派遣される職員(区対策部民生班)が非常用食糧等の払出しを行うこととする。

なお、緊急の場合はこの限りではない。

5 非常用食糧等の事故対応

非常用食糧等に事故等(紛失・破損等)が発生した場合は、学校所在区の区役所総務企画課に連絡することとする。

出所:「市立小学校における非常用食糧及び非常用飲料水管理要領」

上記管理要領においては、定期的な実地棚卸による実物の確認に関する記載は特段なされていない。担当者によれば、市立小学校の備蓄品は過去に払い出しがなされた実績がなく、市立小学校では施錠管理されているため、実物の確認は納品時の各小学校担当者による立会のみとのことであった。

しかしながら、災害発生時における避難者への十分な食糧及び飲料水の供給の観点から、各施設の通常時における備蓄品の管理状況の把握は重要であると考えられる。このため、各小学校における備蓄品について、定期的に保管状況を確認することが望まれる。

(ク) 市が有する水防資器材について

市は、水防資器材の基準数量について、「水防資器材配置基準表(平成 18 年度作成)」に従って定めている。同数量は過去の災害(平成 11 年6月 29 日の豪雨災害及び平成 11 年9月 24 日の台風第 18 号)の被害状況を基に算定されており、以降見直しは行われておらず、現状の備蓄数量が十分でない可能性がある。災害発生時における十分な水防資器材の確保の観点から、基準数量の見直しの必要性について検討することが望まれる。

<内容>

市は、地域防災計画(災害対策編)において、人、物、情報等利用できる資源に制約がある災害時に優先的に実施すべき業務(非常時優先業務)を特定するとともに、災害応急対策や業務の継続に必要な資源を確保し、適切な業務執行を行うための計画を以下のとおり定めている。

第2章 災害予防計画

(中略)

第 10 節 業務継続性の確保

(中略)

第4 資器材、施設、物資等の整備・確保

非常時優先業務を実施するため、以下に掲げる資器材等を整備する。

なお、被災者に対する救援物資の安定供給のため必要があるときは、「第3章第24節 緊急物資流通対策」に基づき資器材等の確保を図る。

- 1 水防用資器材及び水防倉庫
- 2 消防用資器材及び施設
- 3 救助用資器材及び施設
 - (1) 気象観測施設
 - (2) 救助舟艇、救急車、給水車等
 - (3) 無線器具等
 - (4) 救急医薬品等
- 4 医療、助産及び防疫に必要な資器材及び薬剤
- 5 備蓄食糧
- 6 衣料、寝具等生活必需品
- 7 仮設トイレ、トイレ衛生袋
- 8 非常用発電装置

出所：地域防災計画(災害対策編)

市が有する水防資器材に関する基準数については、「水防資器材配置基準表(平成18年度作成)」に従って定められており、過去の災害(平成11年6月29日の豪雨災害及び平成11年9月24日の台風第18号)の被害状況を勘案した上で、備蓄数量を算定している。

【平成11年6月29日豪雨災害及び台風第18号による被害状況】

年月日	種別	雨量	被害概要
平成11年 6月23日～6月30日	大雨	累積雨量(最大) 門司区：356mm 日雨量(最大) 門司区：168mm 時間雨量(最大) 門司区：59mm	死者：1 半壊：1 一部損壊：11 浸水：211 崖くずれ：131
平成11年 9月24日	暴風雨 (台風18号)	79.7mm	死者：2 負傷者：6 全壊：5 半壊：95

			一部損壊:537 床上浸水:295 床下浸水:236 崖くずれ:5
--	--	--	--

出所:地域防災計画(付属資料編)を基に監査人作成

【水防資器材の基準数量】

			合計
土嚢	フルコン	枚	19,600
	ゲル嚢	枚	1,500
杭		本	4,720
針金		巻	270
トラロープ		巻	110
ビニールひも		巻	210
ビニールシート		枚	1,250

出所:「水防資器材配置基準表(平成 18 年度作成)」

担当者によれば、上記の基準数量は、過去の災害(平成 11 年6月 29 日の豪雨災害及び平成 11 年9月 24 日の台風第 18 号)で使用した数量の概ね3倍の数量と各区要望数を加算したものとのものであった。また、概ね3倍とした根拠は以下のとおりである。

- ① 市の台風災害は年2回程度、出水期(6～9月)の大規模災害の可能性は3回程度である。
- ② 風水害被害は広範囲に及ぶ可能性が高く、各自治体の水防資器材が不足し調達し難い環境になる可能性が考えられる。
- ③ したがって、市の配置基準については、平成 11 年災害時の水防資器材の使用状況及び1年間の大規模災害発生可能性を考慮したものとする。

一方、地域防災計画(付属資料編)第1章第3節の過去の主な風水害によれば、以下のとおり、平成 11 年6月 23 日～6月 30 日の大雨を上回る累積雨量を記録した大雨及び被害が生じているが、市はこれに基づいた水防資器材の基準数の見直しを行っていない。

【過去の大規模な風水害】

年月日	種別	雨量	被害概要
平成 18 年 6月 22 日～6月 26 日	大雨	累積雨量(最大) 戸畑区:408mm	負傷者:1 半壊:1

		日雨量(最大) 八幡東区:139mm	一部損壊:6 床下浸水:1 崖くずれ:48
平成 21 年 7月 24 日～7月 26 日	大雨	累積雨量(最大) 小倉南区:432mm 日雨量(最大) 八幡東区:195mm	死者:1 負傷者:2 全壊:1 半壊:3 一部損壊:29 床上浸水:124 床下浸水:195 崖くずれ:106
平成 22 年 7月 13 日～7月 15 日	大雨	累積雨量(最大) 小倉南区:425mm 日雨量(最大) 小倉南区:170mm	全壊:2 半壊:2 一部損壊:23 床上浸水:44 床下浸水:138 崖くずれ:130

出所:地域防災計画(付属資料編)

災害発生時における水防資器材の十分な供給の観点から、適正な備蓄数量については、環境の変化や経験の蓄積に伴い、適宜見直す余地があると考えられる。このため、市における直近の災害状況及び今後想定される災害における被害想定も加味した上で、備蓄数量の見直しの必要性を検討することが望まれる。

(ケ) 避難行動要支援者の把握について

市では避難行動要支援者の把握のため、避難行動要支援者名簿の作成を行っている。名簿作成後、各区ではカンファレンスを開催し、関係部署で名簿情報を共有するとともに、避難行動要支援者に応じた避難支援等の事前検討を行うこととしているため、カンファレンスは避難行動要支援者の正確な把握において重要なものである。しかし、市の危機管理対策を統括する役割を有する危機管理室では、避難行動要支援者名簿の更新を行っているが、カンファレンスの実施状況の取り纏めを行っていないため、危機管理室において、カンファレンスの結果を網羅的に把握するための体制を構築する必要がある。

<内容>

市は、地域防災計画(災害対策編)において、要配慮者を災害から守り、被害軽減の

ための対策を図るとともに効果的な支援体制の整備を推進するための計画を以下のとおり定めている。

第2章 災害予防計画

(中略)

第19節 要配慮者支援体制の整備

(中略)

第2 高齢者、障害者への支援体制の整備

1 高齢者、障害者への支援

行政、地域団体等が連携して、それぞれが保有する情報を活用しながら、個々の状況に応じた支援を行うように努める。

2 避難行動要支援者避難支援事業

(1) 事業の概要

国が策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(平成25年8月)及び「北九州市避難行動要支援者避難支援事業実施マニュアル」(以下「実施マニュアル」という。)に基づき、避難行動要支援者名簿を作成し、平常時からその情報を地域(避難支援等関係者)に提供することにより、災害時において自助・共助による避難支援の仕組みづくりを促進するもの。

(中略)

第4 乳幼児、妊産婦等への支援体制の整備

流通備蓄を活用した紙おむつ、哺乳瓶、粉ミルク等の供給や避難所における授乳スペースの確保など、乳幼児、妊産婦等へ配慮した対策に努める。

第5 広域的な災害発生時の対策

地域災害等、避難準備情報を提供する暇がなく、市域全体に被害の発生が予想される場合の要配慮者対策について、行政、地域団体等が連携し、必要な対策を検討する。

出所:地域防災計画(災害対策編)

市では、災害発生時に自力又は家族等の支援で避難することが困難な高齢者・障害者を事前に把握し、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、平常時からその情報を地域に提供することにより、災害時において自助・共助による避難支援の仕組みづくりを促進する目的で避難支援事業を行っている。各区役所は、避難行動要支援者名簿の作成後、カンファレンスを行い、区役所関係各課及び消防署で名簿情報を共有し、避難支援等の事前検討を行うこととしている。

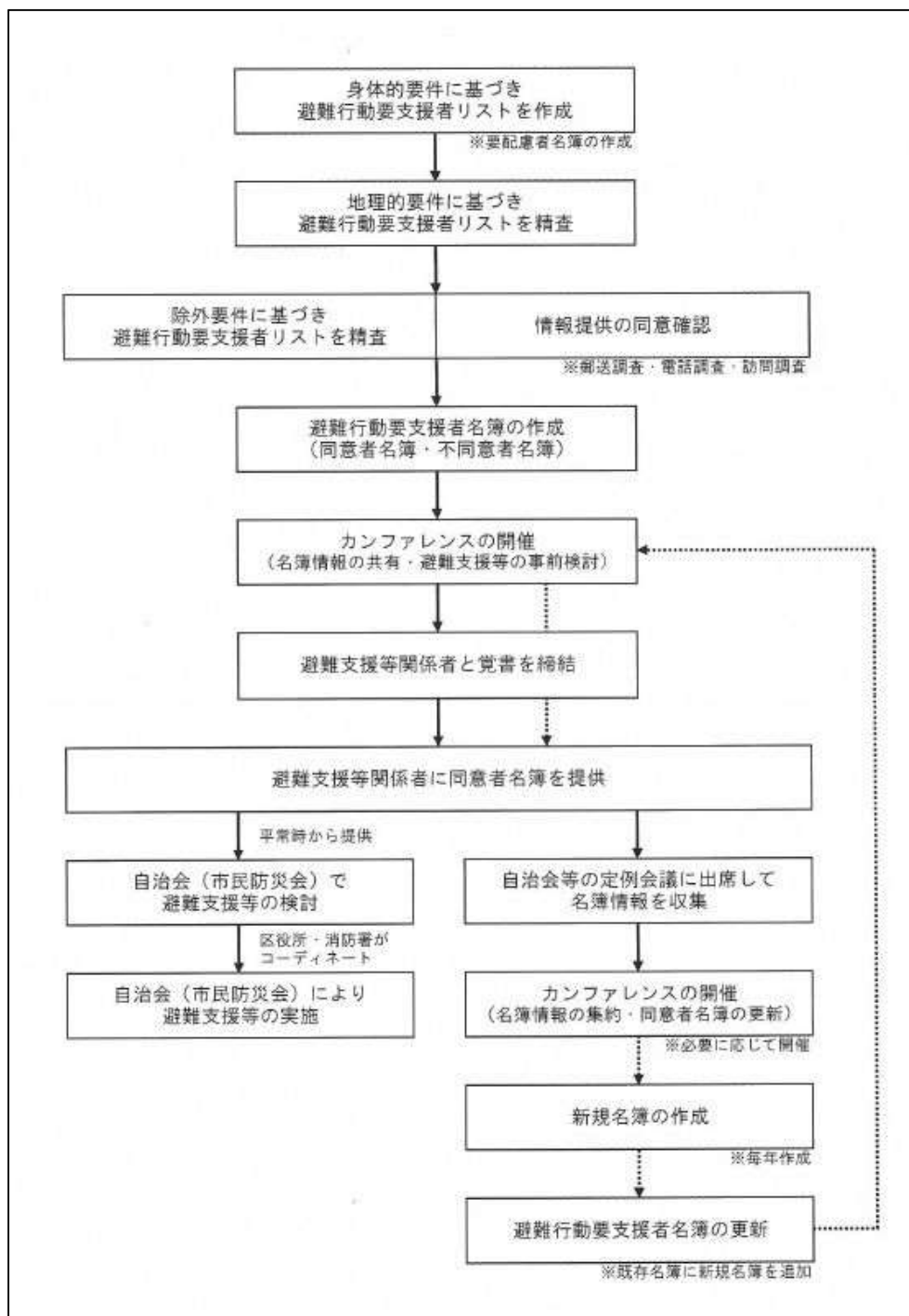
避難支援事業の進め方としては以下のとおりである。

【避難支援事業の進行手順】

- (1) 避難行動要支援者リストの作成・精査
- (2) 避難行動要支援者リストの精査・情報提供の同意確認
- (3) 避難行動要支援者名簿等の作成
- (4) カンファレンスの開催(名簿情報の共有・避難支援等の事前検討)
- (5) 覚書の締結・同意者名簿の提供
- (6) 自治会(市民防災会)で避難支援等の検討
- (7) カンファレンスの開催(名簿情報の集約・同意者名簿の更新)
- (8) 新規名簿の作成・避難行動要支援者名簿等の更新

出所:「避難行動要支援者避難支援事業実施マニュアル」

【避難支援事業の進行手順】



出所:「避難行動要支援者避難支援事業実施マニュアル」

名簿情報の共有・避難支援等の事前検討がなされるカンファレンスは、避難支援事業において、避難支援の仕組みづくりを進める上で欠かせない重要な役割を果たしている。

ここで、危機管理室は市の危機管理対策を統括する部署であるとともに、避難支援事業においては身体的要件に基づいて避難行動要支援者名簿の更新を行う部署である。避難支援事業に関する危機管理室の実施体制については、以下のとおりである。

【避難支援事業に関する危機管理室の実施体制】

関係局区	事務分掌
危機管理室	1 事業の進捗管理及び全体調整に関すること 2 避難判断基準の提供に関すること 3 避難行動要支援者名簿の作成及び更新に関すること 4 自助意識の醸成及び共助の風土づくりに関すること

出所：「避難行動要支援者避難支援事業実施マニュアル」

避難行動要支援者名簿の詳細な把握及び更新のためにはカンファレンスの状況を把握する必要があると考えられる。しかし、危機管理室では避難行動要支援者名簿の更新を行っているが、カンファレンスの実施状況の取り纏めを行っていない。

避難行動要支援者に関する情報を把握する上で、各区で実施されるカンファレンスの情報は重要である。災害発生時の避難支援を適切に実施する観点から、カンファレンスの結果を網羅的に把握するための体制を構築する必要がある。

(コ) 外部機関との連携について

市は、平成9年1月 16 日に、株式会社エフエム九州と「災害に関する対策のための放送要請に関する協定」を締結している。しかし、同社の放送事業は株式会社 CROSS FM に譲渡されている。

このため、法的効力の観点から協定を再度締結する必要がある。

<内容>

市は、平成9年1月 16 日において、株式会社エフエム九州と「災害に関する対策のための放送要請に関する協定」を締結している。一方、同社は平成 20 年7月1日に株式会社 CROSS FM に事業譲渡しているが、これに伴う協定の再締結が行われていない。事業譲渡は、個々の手続により権利関係が譲受会社に移転するものであり、包括的には権利関係が承継されないため、法的効力の観点から、株式会社 CROSS FM と協定を再度締結する必要がある。

【放送要請に関する協定】

協定名	締結相手方
災害に関する対策のための放送要請に関する協定	NHK 北九州放送局
	RKB 毎日放送
	KBC 九州朝日放送
	TNC テレビ西日本
	TVQ 九州
	エフエム福岡
	CROSS FM
	FBS 福岡放送
	AIR STATION HIBIKI(株)
	北九州シティFM
	ラブエフエム
	ジェイコム九州

出所:地域防災計画(付属資料編)

(サ) 防災訓練への参加について

市が締結している協定内容のうち、市が実施する防災訓練への締結相手の参加に関する条項が見受けられる。締結相手の中には長期にわたり、防災訓練に参加していない締結相手も見受けられることから、締結相手の定期的な参加を求めることが必要である。

<内容>

市が締結している協定について、防災訓練への参加に関する条項が含まれた協定が見受けられる。しかし、防災訓練への参加に関する協定を締結しているが、長期にわたり防災訓練へ参加していない締結相手が確認された。以下3つの締結相手は、協定内容に防災訓練への参加に関する条項があるが、長期間防災訓練へ参加していない締結相手である。

【社団法人日本アマチュア無線連盟北九州支部(JARL 北九州支部)】

第7条 JARL 北九州支部及び市は、災害時の情報収集伝達を迅速かつ的確に行うため毎年共同して訓練を行うものとする。

出所:「アマチュア無線による災害時応援協定」

【日本郵政株式会社北九州中央郵便局】

第7条 甲は、乙が行う防災訓練等に参加することができる。

出所:「災害時等における北九州市内郵便局と北九州市の相互協力に関する覚書」

甲:日本郵政株式会社北九州中央郵便局、乙:市

【西日本高速道路株式会社】

第11条 市及び西日本高速は、平常時より本覚書に基づく大規模災害発生時の災害対策を円滑に実施するため、相互に企画・立案する防災訓練等へ積極的に参画するものとする。

出所:「大規模災害発生時における相互協力に関する覚書」

担当者によれば、上記の3つの締結相手と平成24年度以降訓練実施がないとのことであった。

災害発生時における円滑な連携体制を構築するため、市は締結相手に防災訓練への定期的な参加を求めることが望まれる。

(シ) 物資供給に関する協定について

市は、平成20年7月25日において、イオン株式会社(平成20年8月21日付で会社分割により株式会社イオンリテールに承継)、イオン九州株式会社及びマックスバリュ九州株式会社と「災害時における生活必需物資等の供給に関する特別協定」を締結している。災害発生時における避難者への物資の供給は重要性が高く、十分な物資の供給を実施する観点から、定期的に締結相手方が有する物資の数量を把握しておくべきである。

<内容>

市は、以下のとおり「災害時における生活必需物資等の供給に関する特別協定」を締結している。

第2章 災害予防計画

(中略)

第27節 民間企業等による災害時地域支援

(中略)

第6 災害時における生活必需物資等の供給に関する特別協定(H18.8.30)

1 目的

市内において災害が発生し、避難所に市民等が避難した場合において、民間企業による食糧や生活必需物資等の迅速・的確な供給により、その避難

生活の支援を行うことを目的とする。

2 訓練

危機管理室及び区役所は、この協定の趣旨に沿った円滑な物資の調達ができるよう、企業への要請、物資の運搬及び受入れ等について、訓練を実施する。

3 協定の締結及び更新

危機管理室は関係企業との協定の締結を行う。また、産業経済局は毎年度、協定締結企業の意思確認及び保有物資量の把握等を行い、危機管理室及び各区役所へ報告する。

出所：地域防災計画（災害対策編）

市は、「災害時における生活必需物資等の支援に関する協定」を以下の相手方と締結している。

【生活必需物資等の供給に関する特別協定の締結相手】

協定名	締結相手方
災害時における生活必需物資等の供給に関する特別協定	(株)サンキュードラッグ
	(株)サンリブ
	(株)スーパー大栄
	(株)ハローディ
	福岡県生活協同組合連合会
	(株)西鉄ストア
	(株)レッドキャベツ
	(株)井筒屋
	(株)イオンリテール
	イオン九州(株)
	マックスバリュ九州(株)

出所：地域防災計画（付属資料編）

協定内容の概要について、市は、災害時に必要があると認めるときは、締結相手に対し特別調達又は一般調達を要請することができる。

特別調達とは、市内のいずれかの場所において、電気、水道、ガス等のライフラインの一部又は全部が途絶する等都市機能が一時麻痺するような大規模災害が発生し、住民の避難が3日以上継続する場合における物資の供給をいう。また、一般調達とは、特別調達に規定する以外の災害等非常時で市が必要と認めた場合における物資の供給をいう。

供給を要請する物資は、以下に掲げるもののうち、締結相手が保有する物資とする。

- ① 食料品
- ② 飲料水
- ③ 日用品
- ④ 医薬品
- ⑤ その他市が指定する物資

また、災害発生時における十分な供給物資を確保する観点から、「災害時における生活必需物資等の供給に関する特別協定」の第8条において、以下が明記されている。

【生活必需物資等の供給に関する特別協定】

第8条 甲は、この協定締結以降、必要に応じて乙に対し物資の保有数量等の報告を求めることができる。

出所:「災害時における生活必需物資等の供給に関する特別協定書」

甲:市、乙:締結相手方

担当者によれば、直近で物資の保有数量等の報告を受けたのは、平成20年とのことであり、市は長期間にわたり、物資の数量の把握を行っていない。災害発生時における避難者への物資の共有は重要性が高く、十分な供給を実施する観点から、定期的に数量を把握しておくべきである。

(ス) 公衆電話の設置について

市は、平成26年3月11日において、西日本電信電話株式会社と「特設公衆電話の設置・利用等に関する覚書」を締結している。覚書によれば、特設公衆電話の設置場所について、市及び締結相手のホームページ等で公開することとされているが、インターネット環境を有さない市民も多数存在することを踏まえると、ホームページ以外での公開を検討することが望まれる。

<内容>

市は、地域防災計画(災害対策編)において、災害発生時における被災者等の通信の確保を目的として、西日本電信電話株式会社の支援により特設公衆電話を開設することを定めている。特設公衆電話とは、災害発生時、迅速に通信手段を確保するため、予め電話回線を設置しておき、避難者等が無料で使用することができる災害時優先電話のことである。

特設公衆電話の開設については、以下のとおり定められている。

第2章 災害予防計画

(中略)

第 27 節 民間企業等による災害時地域支援

(中略)

第 22 西日本電信電話株式会社の支援により、災害発生時に避難者等の通信を迅速に確保するため、事前に回線を設置した避難所で特設公衆電話を開設する。

出所:地域防災計画(災害対策編)

また、上記に基づき、市は西日本電信電話株式会社と「特設公衆電話の設置・利用等に関する覚書」を締結しており、かつ、特設公衆電話の設置場所についてインターネット上で開示している。

【特設公衆電話の設置場所について】

第7条 甲及び乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所について、甲及び乙のホームページ等で公開するものとする。

出所:「特設公衆電話の設置・利用等に関する覚書」

甲:市、乙:西日本電信電話株式会社

【門司区の特設公衆電話の設置場所】

避難所	設置場所	回線数
松ヶ江南小学校	職員室前	1
柄杓田小学校	職員室前	1
門司中央小学校	職員室前	1
松ヶ江中学校	職員室前	1
白野江小学校	職員室前	1
門司体育館	ホール	2

出所:地域防災計画(災害対策編)

【小倉北区の特設公衆電話の設置場所】

避難所	設置場所	回線数
小倉北特別支援学校	職員室前	1
南小倉小学校	職員室前	1
日明小学校	職員室前	1
貴船小学校	職員室前	1
小倉北体育館	ホール	2

北九州メディアドーム	アリーナ北側	4
霧丘中学校	職員室前	1

出所:地域防災計画(災害対策編)

【小倉南区の特設公衆電話の設置場所】

避難所	設置場所	回線数
小倉南体育館	ホール右	2
沼中学校	職員室前	1
曾根東小学校	職員室前	1
南曾根中学校	職員室	1
吉田小学校	職員室前	1
広徳小学校	職員室前	1
曾根中学校	玄関	1
徳力小学校	職員室前	1
北九州市立大学	新館1階	2
沼小学校	玄関左	1
長行小学校	職員室前	1
北方小学校	保健室前	1
城野小学校	職員室	1

出所:地域防災計画(災害対策編)

【若松区の特設公衆電話の設置場所】

避難所	設置場所	回線数
若松体育館	ホール	2
藤木小学校	事務室前	1
北九州市学術研究都市	生協横	2
二島小学校	玄関ホール	1
若松モーターボート競走場	景品交換所横	2
修多羅小学校	玄関ホール	1

出所:地域防災計画(災害対策編)

【八幡東区の特設公衆電話の設置場所】

避難所	設置場所	回線数
枝光台中学校	職員室前	1
高見中学校	事務室前	1

祝町小学校	職員室前	1
北九州市立総合体育館	ロビー	3
八幡東体育館	ホール	2
皿倉小学校	玄関ホール	1
学校法人 九州国際大学	平野会館2階 体育館入口	2

出所:地域防災計画(災害対策編)

【八幡西区の特設公衆電話の設置場所】

避難所	設置場所	回線数
香月中学校	職員室前	1
黒崎中央小学校	職員室前	1
折尾スポーツセンター	受付ホール横	2
的場池体育館	ホール左端	2
八児小学校	玄関	1
木屋瀬中学校	職員室前	1

出所:地域防災計画(災害対策編)

【戸畑区の特設公衆電話の設置場所】

避難所	設置場所	回線数
牧山小学校	玄関左	1

出所:地域防災計画(災害対策編)

特設公衆電話の設置場所情報については、災害に備えて周知しておく情報であること、また、インターネット環境を有さない市民も多数存在することを踏まえると、ホームページ以外での公開の必要性について検討することが望まれる。

(2) 危機管理室（避難所）

ア 実施した監査手続の概要

- ① 各区より選定した避難所について、現場視察を行い、備蓄品の管理状況等を確認した。
- ② その他必要と判断される項目について、担当者への質問及び資料の調査を行った。

イ 監査の結果

(ア) 備蓄数量の正確性について

各区役所における備蓄品の実在数量については、毎年4月1日及び出水期前後に、各区役所から危機管理室へ実在数量を記載した一覧表が提出される体制となっている。平成29年4月時点で危機管理室に提出された備蓄品の数量一覧表について、実在数量と異なる数値が報告されていた。備蓄数量に関する正確な把握は重要性が高いため、一覧表と受払簿の一致の確認等、正確性を確認する必要がある。

<内容>

各区役所に保管されている備蓄品の数量については、毎年4月1日及び出水期前後に備蓄品の実在量の確認が行われ、確認結果は所定の一覧表で危機管理室へ報告される体制となっている。

各区役所における備蓄品の管理状況を確認するため、八幡西区役所及び若松区役所にて現場視察を行った。平成29年4月時点における一覧表は以下のとおりである。

【八幡西区役所及び若松区役所の備蓄品一覧表】

品目情報			区役所		小学校		市民センター		区内総数		種類別	
品目	単位	食数計算	数量	食数	数量	食数	数量	食数	数量	食数	種類	食数
パスタ(カルボナーラ)	【袋】	1袋=1食	380	380					380	380	パスタ類	380
パスタ(ペペロンチーノ)	【袋】	1袋=1食	0	0				0	0			
リッツ(3パック入り)	【缶】	1缶=1食	0	0				0	0	クラッカー類	1,078	
ビスコ(6パック入り)	【缶】	1缶=1食	0	0				0	0			
ビスコ コンパクトタイプ(3パック入り)	【袋】	1袋=1食	840	840				840	840			
ミニクラッカー(ブルボン製)	【缶】	1缶=1食	0	0				0	0			
堅パン(34パック入り)	【缶】	1缶=34食	7	238				7	238			
アルファ米(山菜おこわ)	【袋】	1袋=1食	0	0				0	0	ご飯類	950	
アルファ米(白米)	【袋】	1袋=1食	0	0				0	0			
アルファ米(白粥)	【袋】	1袋=1食	250	250				250	250			
アルファ米(五目ごはん)	【袋】	1袋=1食	200	200				200	200			
アルファ米(わかめ)	【袋】	1袋=1食	250	250				250	250			
アルファ米(しそわかめ)	【袋】	1袋=1食	0	0				0	0			
アルファ米(ドライカレー)	【袋】	1袋=1食	250	250				250	250			
アルファ米(50食炊き出し用)	【箱】	1箱=50食	0	0				0	0			
パン【袋】	【袋】	1袋=1食	450	450				450	450			パン類
パン(オレンジ)【缶】	【缶】	1缶=1食	0	0				0	0			
パン(プチヴェール)【缶】	【缶】	1缶=1食	0	0				0	0			
パン(レーズン)【缶】	【缶】	1缶=1食	0	0				0	0			
パン(コーヒーナッツ)【缶】	【缶】	1缶=1食	0	0				0	0			
パン(チョコチップ)【缶】	【缶】	1缶=1食	0	0				0	0			
とん汁・けんちん汁(20食入り)	【缶】	1缶=20食	0	0				0	0	汁類	0	
とん汁・けんちん汁(30食入り)	【缶】	1缶=30食	0	0				0	0			
飲料水(2ℓペットボトル)	【本】	1本=2ℓ	0	0				0	0	飲料水	156	
飲料水(500mlペットボトル)	【本】	2本=1ℓ	312	156				312	156			
飲料水(北九州水道水)	【本】	2本=1ℓ	0	0				0	0			

品目情報			区役所		小学校		市民センター		区内総数		種類別		
品目	単位	食数計算	数量	食数	数量	食数	数量	食数	数量	食数	種類	食数	
パスタ(カルボナーラ)	【袋】	1袋=1食	240	240					240	240	パスタ類	240	
パスタ(ペペロンチーノ)	【袋】	1袋=1食	0	0				0	0				
リッツ(3パック入り)	【缶】	1缶=1食	150	150				150	150	クラッカー類	908		
ビスコ(6パック入り)	【缶】	1缶=1食	150	150				150	150				
ビスコ コンパクトタイプ(3パック入り)	【袋】	2袋=1食	540	270				540	270				
ミニクラッカー(ブルボン製)	【缶】	1缶=1食	32	32				32	32				
堅パン(34パック入り)	【缶】	1缶=34食	9	306				9	306				
アルファ米(山菜おこわ)	【袋】	1袋=1食	100	100				100	100	ご飯類	903		
アルファ米(白粥)	【袋】	1袋=1食	150	150				150	150				
アルファ米(五目ごはん)	【袋】	1袋=1食	228	228				228	228				
アルファ米(わかめ)	【袋】	1袋=1食	250	250				250	250				
アルファ米(しそわかめ)	【袋】	1袋=1食	0	0				0	0				
アルファ米(ドライカレー)	【袋】	1袋=1食	175	175				175	175				
アルファ米(50食炊き出し用)	【箱】	1箱=50食	0	0				0	0				
パン【袋】	【袋】	1袋=1食	600	600				600	600			パン類	600
パン(オレンジ)【缶】	【缶】	1缶=1食	0	0				0	0				
パン(プチヴェール)【缶】	【缶】	1缶=1食	0	0				0	0				
パン(レーズン)【缶】	【缶】	1缶=1食	0	0				0	0				
パン(コーヒーナッツ)【缶】	【缶】	1缶=1食	0	0				0	0				
パン(チョコチップ)【缶】	【缶】	1缶=1食	0	0				0	0				
とん汁・けんちん汁(20食入り)	【缶】	1缶=20食	9	180				9	180	汁類	180		
とん汁・けんちん汁(30食入り)	【缶】	1缶=30食	0	0				0	0				
飲料水(2ℓペットボトル)	【本】	1本=2ℓ	0	0				0	0	飲料水	36		
飲料水(500mlペットボトル)	【本】	2本=1ℓ	72	36				72	36				
飲料水(北九州水道水)	【本】	2本=1ℓ	0	0				0	0				

出所:「備蓄食糧・飲料水 受払簿(消費期限・残数管理)」

備蓄数量の一覧表と実在数量を日常的に管理している受払簿の一致を確認したところ、八幡西区役所から危機管理室へ報告された備蓄品の数量一覧表と受払簿に相違が見受けられた。八幡西区役所の備蓄数量一覧表では飲料水(500ml ペットボトル)が156本と記載されていたが、受払簿では144本となっていた。

【八幡西区役所における備蓄数量の相違】

品目	一覧表	受払簿
飲料水(500ml ペットボトル)	156 本	144 本

出所:市作成資料及び市からの回答を基に監査人作成

担当者によれば、一覧表と受払簿は、通常エクセルデータ上でリンクされているものの、本件についてはリンクが途切れており、また、両者を照合する作業も行っていないため誤りが生じているとのことであった。

災害発生時の適時かつ十分な備蓄品の供給の観点から、備蓄品の実在数量に関して正確に把握することの重要性は高い。このため、一覧表と受払簿の一致の確認等、正確性を確認する必要がある。

ウ 監査の意見

(ア) 備蓄品の受払管理について

各区役所における備蓄品は所定の受払簿により管理されることになっている。しかし、受払簿を確認したところ、残数量として記載されている数量と現物の数量の不一致、消費期限の記入の誤りが見受けられた。これらの受払簿の全ての記載項目について正確な記載がされるように、受払管理の体制を適切に運用することが必要である。

<内容>

備蓄品の日々の受払管理については、所定の管理簿により実施される体制となっており、市は、各区役所の備蓄数量の把握に当たり、以下の様式で管理するよう伝達している。

【受払簿】

品目		受入			払出①		払出②		残数量	備考	
品目	単位	受入年月日	受入数量	消費期限	払出年月日	払出数量	払出年月日	払出数量		備考①	備考②

出所:「備蓄食糧・飲料水 受払簿(消費期限・残数管理)」

八幡西区役所において、受払簿を確認したところ、平成 29 年4月時点における受払簿に記載の数量と実在数量として危機管理室に報告されている数量について、以下のとおり相違が生じていた。いずれも一覧表に記載されている数量が正しい数値となっているが、受払簿は適切に修正されていなかった。

【八幡西区役所における備蓄数量の相違】

品目	一覧表	受払簿
ビスコ(食)	840	720
堅パン(缶)	7	5
アルファ米(わかめ)(食)	250	200
アルファ米(白粥)(食)	250	200
アルファ米(ドライカレー)(食)	250	200
パスタ(カルボナーラ)(食)	380	300

出所:市作成資料を基に監査人作成

また、上記の受払簿の消費期限欄に記入する日付の記載の誤りも見受けられた。担当者によれば、受払簿の記帳方法について、十分な共有がなされておらず、担当者が対応しきれていない場合があるとのことであった。

災害発生時の適時かつ十分な備蓄品の供給の観点から、備蓄数量に関する正確な把握は重要性が高い。このため、全ての記載項目について正確な記載がされるよう適切に運用することが必要である。

(イ) 市立小学校における備蓄品の管理状況について

各市立小学校における備蓄品は共通の木製の箱によって管理されている。災害発生時において、消費期限の迫った備蓄品から円滑な供給を行うため、備蓄品の納品業者との間においても、消費期限の順番に備蓄品を配置するように取り決めされているとのことであるが、取り決めどおりの配置がなされていない小学校が見受けられた。このため、備蓄品が適切に配置されているかについて、定期的に確認することが必要である。

<内容>

各市立小学校における備蓄品共通の木製の箱において備蓄品を保管及び管理する体制としている。

このため、平成 29 年4月時点で 132 拠点ある市立小学校のうち、監査人が選定した以下の2拠点において、現場視察を行い、備蓄品の管理状況を確認した。

【現場視察した小学校】

対象区域	対象小学校
八幡西区	黒崎中央小学校
小倉北区	西小倉小学校

黒崎中央小学校における備蓄品の管理状況を確認したところ、本来であれば消費期

限の順番に備蓄品が配置されるべきところ、順番どおりに配置されていない状態となっていた。担当者によれば、災害発生時において、消費期限の迫った備蓄品から円滑な供給を行うため、備蓄品の納品業者との間において、消費期限の順番に備蓄品が配置されるように取り決めされているとのことである。

従来、小学校については備蓄品の払い出しがなされていないことから、定期的な備蓄数量の確認をしておらず、備蓄品置き場が開錠されるのは備蓄品の納入がなされるときのみであるため、市としても通常時における備蓄品の管理状況を確認していない。このため、備蓄品が適切に配置されているかについて、定期的に確認することが必要である。

(ウ) 市民センターにおける備蓄品の管理状況について

市民センターにおける備蓄品の管理について、施錠されていない場所において備蓄品が管理されているセンターが見受けられた。部外者による盗難が可能な状態での備蓄品の管理は、十分な管理状況とは言い難く、管理方法の見直しが必要である。

<内容>

市民センターにおける備蓄品の管理方法については、現状、詳細に定められておらず、施設管理者に一任されている状況である。

そこで、避難所に指定されている135(平成29年4月現在)の市民センターのうち、監査人が選定した以下の7拠点について、現場視察を行い、備蓄品の管理状況を確認した。

【現場視察した市民センター】

対象区域	対象市民センター
八幡東区	枝光北市民センター
戸畑区	牧山市民センター
若松区	若松中央市民センター
小倉北区	西小倉市民センター
小倉南区	城野市民センター
門司区	西門司市民センター
門司区	藤松市民センター

上記7つの市民センターの備蓄品の管理状況を確認したところ、4つの市民センターにおいて備蓄品が施錠されていない場所で管理されており、部外者による盗難が可能な状態であった。担当者によれば、施設環境の関係上、備蓄品全てを施錠ができる場所で保管できない現状がある。現在のところ、年2回の数量調査の中で盗難等による問

題は発生していないとのことであった。

備蓄品については、災害発生時における避難者への十分な食糧品・飲料水の供給の観点から、適切な管理を行う必要があるものと考えられる。このため、部外者が容易に入ることが可能な現状は、十分な管理状況とは言い難い。このため、各市民センターにおける備蓄品の管理状況を把握し、施錠又は部外者の立ち入ることができない場所で保管するといった管理方法の見直しを検討することが必要である。

(エ) 避難所の受入人員数の算定について

各避難所における受入人員数の記載について、実際の使用可能範囲を十分に考慮せずに算定している可能性がある避難所が見受けられる。そのため、災害発生時における使用可能面積に基づき受入人員数を算定する必要である。

<内容>

各避難所の受入人員数は、地域防災計画(付属資料編)の「予定避難所・一時避難所」において、以下のように記載されている。

【避難所における受入人員数】

校区名	予定避難所名	所在地	施設連絡先 (FAX)	適応災害種別					標高	主な受入 予定箇所	受入人員	大規模 予定避難所 (学校等 が中心)	特設 公衆電話
				洪水 土砂	地震	津波	高潮	火大 規模 事な					
西門司	西門司小学校	東新町一丁目10-1	381-4138 (381-4139)	○	○	○	○	○	19m	体育館	301	○	
	西門司市民センター	稲積一丁目3-1	381-4927 (381-4927)	○	○	○	○	○	21m	多目的 ホール	168		
	市立東部勤労婦人センター	下馬寄6-8	371-4649 (371-4268)	○	○	○	○	○	11m	体育館	306		

出所:地域防災計画(付属資料編)

担当者によれば、上記の数値は、各避難所から受領する「予定避難所等 施設別調査票」を基に作成しているとのことである。

また、現場視察を行った市民センター及び市立小学校の面積及び受入人員数の情報は以下のとおりである。市は、1人当たり2㎡で受入人員数を算定している。

【現場視察した避難所における受入人員数】

	面積(㎡)	受入人員数(人)
黒崎中央小学校	1,201	500
枝光北市民センター	250	124
牧山市民センター	158	78
若松中央市民センター	268	133

西小倉市民センター	302	151
西小倉小学校	718	359
城野市民センター	300	140
西門司市民センター	337	168
藤松市民センター	318	158

出所:「予定避難所等 施設別調査票」を基に監査人作成

本来、避難所における受入人員数は、実際に受入可能な人員数を記載する必要があるため、災害時における実際に使用可能な避難スペースに基づいて受入人員数を算定する必要がある。

しかし、現場視察した結果、黒崎中央小学校は避難スペースとして使用可能な面積を基に1人当たり2㎡で受入人員数を算定しているものの、他の8つの市民センター又は市立小学校の受入人員数は、避難所全体の面積を基に、1人当たり約2㎡で算定している。

避難所の構造等によっては、想定している受入人員数より少ない人数しか受け入れることができない可能性がある。このため、災害時の使用可能面積に基づき算定する方法にすることが必要である。

(オ) 備蓄品使用後の報告について

災害により市民センターを避難所として開設した後など、在庫確認が必要な場合、所在区の区役所は市民センターで払い出された備蓄品に関する情報を照会することになっている。しかし、市民センターの現場視察を行った結果、避難所として開設した際に、備蓄品が払い出された状況を区役所担当者及び危機管理室が適時に把握していないケースが見受けられた。備蓄品の補充を適切に行うために、区役所及び危機管理室は備蓄品の使用状況を適切に把握する必要がある。

<内容>

市民センターでは、毎年4月末までに、非常用食糧・飲料水を点検し、所在地区役所へ報告することになっている。また、災害により市民センターを避難所として開設した後など在庫確認が必要な場合、所在区の区役所は市民センターで払い出された備蓄品に関する情報を照会することになっている。その後、各区役所が危機管理室へ備蓄品に関する情報を報告することにより、市は各市民センターの備蓄数量の確認を行っている。

しかし、市民センターの現場視察を行った結果、平成29年7月の豪雨の際に城野市民センターを避難所として開設し、備蓄品が払い出されていたが、当該事項を小倉南区役所担当者が把握していなかった。このため、市民センターにおける実際の備蓄数

量と市が把握している備蓄数量の差異が生じていた。

備蓄品の補充を適切に行うために、区役所及び危機管理室は備蓄品の使用状況を適切に把握する必要がある。

(カ) 消費期限の異なる備蓄品の混在について

市民センターにおいて、消費期限の異なる備蓄品が同一の段ボール内で混在した状態で保管されていた。消費期限の管理が適切に行われていない場合、災害発生時に消費期限切れにより必要な備蓄品を使用できない可能性が生じるため、消費期限ごとに分けて管理する必要がある。

<内容>

市は、避難所で備蓄品が使用された際には、適時に備蓄品の補充を行い、また、消費期限が一年以内となった備蓄品は、新たな備蓄品との入れ替えを行っている。

現場視察を行った市民センターのうち、西門司市民センターにおいて、消費期限の異なる備蓄品が同一の段ボール内で混在した状態で保管されていた。消費期限の管理が適切に行われていない場合、備蓄品の入れ替えが適切になされず、災害発生時に消費期限切れにより必要な備蓄品を使用できない可能性が生じる。このため、備蓄品を消費期限ごとに分けて管理する必要がある。

(3) 消防局

ア 実施した監査手続の概要

- ① 防災事務に関する消防局の事業内容に関する担当者への質問及び資料の閲覧を行った。
- ② 防災訓練の内容に関する担当者への質問及び資料の閲覧を行った。
- ③ 消防費に関する決算関係資料を入手し、事務の執行に問題点がないかを検討した。
- ④ 消防局で管理している備品の管理方法に関して担当者への質問及び資料の閲覧を行った。

イ 監査の結果

(ア) 備品一覧の適切性について

消防局では消防団を含む各課で所有する備品についてシステム管理を行っている。

消防局及び各消防署では、備品一覧(当該システムから出力された台帳)と現物の照合を年1回実施し、現物管理を行っている。

備品一覧の登録情報の正確性を検討した結果、登録情報の誤りが検出された。

備品一覧が誤った状態で管理されている場合、備品の状態を正しく把握することが困難になるため、備品の紛失や盗難といったリスクが生じる。このため、備品一覧の適正性を担保するために、購入時の登録情報について適切に確認を行い、誤りがある場合には適時に修正を行う必要がある。

<内容>

消防局にて、平成28年度消防局購入物品を対象に備品一覧と根拠証憑との整合性を確認した。また、備品一覧の通査及び担当者への質問を実施し、登録情報の正確性を確認した。上記手続の結果、以下の検出事項が発見された。

A) 車両番号の登録誤り

以下の自動車の実際の車両番号下4桁は3029であるが、誤って3030と登録されていた。

【車両番号登録を誤った備品】

備品番号	品名	車両番号	取得日	所管課名称	取得価格
0823475	普通ポンプ自動車	北九州 800 す 3030	H29年1月27 日	八幡東消防署 警防課	¥34,497,530

出所:備品一覧を基に監査人作成

B) 資産計上額の登録誤り

以下の物品について、本来、資産計上すべき諸経費が費用として計上されていた。

【資産計上額が誤っていた備品】

備品番号	品名	車両番号	取得日	所管課名称	取得価格	左記に加えて、資産計上すべきであった金額
0830606	水槽付消防ポンプ自動車	北九州 800 は 1168	H29 年3月 17 日	八幡西消防署 警防課	¥47,628,000	¥101,690
0826800	消防団小型動力ポンプ積載車	北九州 800 あ 1081	H29 年2月 22 日	門司消防署 予防課	¥5,184,000	¥23,580
0826803	消防団小型動力ポンプ積載車	北九州 800 あ 1082	H29 年2月 22 日	小倉南消防署 予防課	¥5,184,000	¥23,580

出所:備品一覧を基に監査人作成

備品管理を適切に行うためには、備品一覧の登録情報について適切に確認を行い、誤りがある場合には適時に修正を行う必要がある。

ウ 監査の意見

(ア) 消防団員の初任科研修について

消防団に加入した団員については初任科研修(座学)の3年以内の受講を求める方針であるものの、一部の消防団員は受講できていない。各消防団員は、災害発生時において、重要な役割を有するため、必要な知識と技術の習得、消防団員の資質の向上を図る必要があることから、未受講の消防団員に関する代替措置を講じる必要がある。

<内容>

市は、消防団員として必要な知識と技術の習得、消防団員の資質の向上を図るため、「平成 29 年度消防団員訓練研修基本計画」を策定している。計画の内容は以下のとおりである。

【平成 29 年度の消防団員訓練研修基本計画】

消防団員として必要な知識と技術の習得、消防団員の資質の向上を図るため、平成 29 年度消防団員訓練研修基本計画を策定した。

この基本計画により学校教育、消防局研修をはじめ各種の訓練研修を効果的に

実施する。

第1 訓練研修の種別及び目的

1 学校教育派遣研修

(1) 消防団長科(消防大学校)

消防団の上級幹部に必要な知識と能力を総合的に修得することを図る。

(2) 指揮幹部科(県消防学校)

各種災害発生時における部隊の管理運営や安全管理知識等を修得し、効果的な消防活動を監督できる指揮者を養成する。

(中略)

(3) 初級幹部科(県消防学校)

班長を対象に、火災防ぎょ活動、現場指揮要領を修得するとともに、自然災害の防災対策に関する知識と住民に対する防災指導要領を学び、上司を補佐し、効果的な消防活動を指導できる初級幹部団員を養成する。

2 消防局研修

(1) 初任科研修(北九州市消防団員初任科研修実施要領に基づく講義)

新入団員を対象に、消防の基礎的な知識技術を教育し、消防団員としての任務等を理解させ、消防団活動に必要な実務の習得と資質の向上を図る。

(2) 幹部科研修

班長以上を対象に、幹部として必要な知識と技術を習得させるとともに、部下団員に対する指揮監督能力の養成を図る。

(3) 女性消防団員研修

女性消防団員として必要な知識と技術の習得を図る。

(4) 応急手当普及員資格取得研修

消防団員として応急手当の普及のために必要な知識と技術の習得を図る。

(5) 火災防ぎょ実戦訓練(署団連携)、後期警防技術錬成会

消防団の消火活動技術の向上を図るとともに、消防団員と消防職員相互の連携活動能力の向上を図る。

(6) その他特別研修

必要に応じ随時研修を開催し、必要な知識の向上を図る

3 消防署研修

(1) 初任科研修(北九州市消防団員初任科研修実施要領に基づく実技)

(2) 人権研修

(3) 交通安全研修

(4) 機関員訓練

(5) 年間計画に基づく定例訓練

(6) 介護職員初任者研修

出所:「北九州市消防団員訓練研修基本計画」

市は、消防署研修のうち、初任科研修(座学)については、消防団加入後3年以内に受講を求める方針である。一方、同研修は開催日が限定されており、「平成 29 年度消防団員初任科研修の実施結果について(通知)」によると、受講予定者 148 名のうち、実際の受講者数は 122 名となっており、一部の消防団員は受講できていない。未受講者に対しては、各消防団を通じて団員間で研修内容を伝達するよう促しているものの、研修に参加する場合と同水準の成果は期待できないことが想定される。消防団員は、火災時における消火活動、地震や風水害等の大規模災害時における救助・救出活動、避難誘導などに従事し、地域住民の生命や財産を守るために活動しているため、各団員は消防団員として必要な知識と技術の習得、消防団員の資質の向上を図る必要がある。消防団員は一般の市民であり、地域の為に自発的に活動している点を考慮し、未受講の消防団員に関する代替措置を講じる必要がある。

(イ) 消防団員の定員数について

市の消防団員の定員数は平成 29 年4月1日時点で、2,030 名となっている。定員数の見直しについては、昭和 49 年以降定員は変更されていないとのことであり、現状の消防団員数が過大又は過少な水準になっていないかについて、引き続き検討することが望まれる。

<内容>

消防団の概要については、以下のとおりである。

【消防団の概要】

昭和 38 年、五市合併による北九州市の発足に伴い、門司消防団、小倉消防団、若松消防団、八幡消防団、戸畑消防団、洞海湾消防団の 6 団、89 分団 2,979 人となりました。

昭和 49 年、北九州市の行政区再編成と併せてスタートした「消防団の近代化計画」により、門司消防団、小倉北消防団、小倉南消防団、若松消防団、八幡東消防団、八幡西消防団、戸畑消防団、洞海湾消防団の 8 団、8 本部、69 分団、定数 2,030 人の体制となり現在に至っています。

出所:「平成 28 年北九州市消防年報」

また、市は、「北九州市消防団員の定員、任用、給与、分限、懲戒、服務等に関する条例」において、消防団員の定員数を以下のとおり定めている。

【消防団員の定員数】

消防団の名称	定員
北九州市門司消防団	338 人
北九州市小倉北消防団	244 人
北九州市小倉南消防団	452 人
北九州市若松消防団	222 人
北九州市八幡東消防団	204 人
北九州市八幡西消防団	340 人
北九州市戸畑消防団	140 人
北九州市洞海湾消防団	90 人
合計	2,030 人

出所:北九州市消防団員の定員、任用、給与、分限、懲戒、服務等に関する条例

市の消防団員数は平成 29 年4月1日時点で、1,946 名となっており、概ね充足しているように見受けられる。平成 29 年4月1日における各消防団の団員数は以下のとおりである。

【消防団員の団員数】

消防団の名称	消防団	消防分団	計(人)	充足率
北九州市門司消防団	1	11	332	98.2%
北九州市小倉北消防団	1	9	210	86.1%
北九州市小倉南消防団	1	14	445	98.5%
北九州市若松消防団	1	7	222	100.0%
北九州市八幡東消防団	1	7	190	93.1%
北九州市八幡西消防団	1	12	324	95.3%
北九州市戸畑消防団	1	5	135	96.4%
北九州市洞海湾消防団	1	4	88	97.8%
合計	8	69	1,946	95.9%

出所:北九州市ホームページ情報を基に監査人作成

定員数は昭和 49 年以降変更されていない。担当者によれば、定員数については、分団庁舎の建替等の際に、随時、検討しており、その結果、定員数に問題がないと判断している。また、平成 28 年4月の熊本地震や平成 29 年7月の九州北部豪雨等を受けて、特定の活動をする消防団制度等を検討しているとのことである。今後においても様々な状況の変化等が生じた際には、現状の消防団員が過大又は過少な水準になっていないかについて引き続き検討することが望まれる。

(4) 消防署

ア 実施した監査手続の概要

- ① 消防署の概要に関する担当者への質問を行い、必要に応じて関係書類を閲覧した。
- ② 消防団の概要に関する担当者への質問を行い、必要に応じて関係書類を閲覧した。
- ③ 消防署で管理している備品に関する担当者への質問を行い、必要に応じて関係書類を閲覧した。

イ 監査の結果

(ア) 消防団の訓練計画における人員数について

費用弁償の対象となる訓練に参加する人員数は訓練計画で定められていることから、当該人員数の枠を超えて活動に参加した消防団員に対しては、費用弁償が支給されていない。実際に活動に参加した全ての消防団員への費用弁償の支給が望ましいとも考えられるところ、訓練計画の見直しが必要ないかを検討されたい。

<内容>

費用弁償の対象となる訓練に関する支給対象者は、「消防団員出動報告書」において、対象の出動人員が把握できる様式となっている。また、実際に訓練に参加した人員は、別途、「消防団業務日誌」に記載されているが、両者の人員数が乖離している状況が見受けられた。

担当者によれば、費用弁償の対象となる活動は、災害出動及び各消防団で定める訓練計画等に基づく訓練や研修等である。当該訓練計画には、訓練や研修等に参加する人員が定められており、その範囲を超えた人員は、あくまで自主参加であることから、費用弁償の支給の対象とはならないとのことであった。

しかしながら、実際に活動に参加した消防団員に対しては、公平に費用弁償の支給がなされるべきと考えられる一方、自主的な参加者を排除することも異論があると想定される。訓練計画の見直しが必要ないかを検討されたい。

(イ) 備品一覧の適切性について

往査拠点の備品一覧の登録情報について検討を行った結果、備品一覧への登録方法や記載方法について、取り扱いが統一されていない事例や不明瞭な事例があった。

各署一律の備品管理の適正性を担保するために、備品一覧の登録方法や記載方法について、市の会計規則及び物品管理要領に従い統一的に取り扱うことが必要である。

<内容>

備品一覧を通査し、必要に応じてヒアリングを実施した結果、以下の事項が検出された。

A) 備品外項目として備品一覧登録外となっている物品

八幡西消防署の会議室のパイプ椅子について、備品一覧に登録されているものと備品一覧登録外となっているものがあった。なお、担当者より当該椅子 1 点当たりの購入金額が1万円未満のため、登録外になっているのではないかと回答を入手したが、統一的な処理が行われているのか不明瞭である。

【備品一覧に登録されているパイプ椅子】

備品番号	品名	取得日	取得価格
0232650	折り畳み椅子	S49年4月1日	¥0

出所:備品一覧を基に監査人作成

B) 寄贈された物品の取り扱い

八幡西消防署において、以下の EMS ボードは「寄贈」として備品一覧に登録されていた。一方、同署の会議室に保管されていたビデオデッキについては寄贈である旨を記載したシールが貼られていたものの、備品一覧登録外となっていた。

【登録外の寄贈品】

備品番号	品名	取得日	取得価格
0520281	EMS ボード	H19年9月28日	¥0

出所:備品一覧を基に監査人作成

C) 備品管理場所の記載方法

門司消防署備品一覧のうち、トランシーバー等の備品の特記事項に「所在:消防団」とだけ記載されているものがあり、当該備品の管理場所が必ずしも明確となっていない備品があった。

市の「物品管理要領」及び「北九州市会計規則」では、物品の整理区分を明確にする旨や常に当該在庫を明らかにしておく旨が規定されている。

【物品の管理規定】

第1 物品管理者及び出納職員の留意すべき事項

1 物品管理者

- (1) 北九州市会計規則(昭和 39 年北九州市規則第 49 号。以下「会計規則」という。)及び北九州市自動車管理規則(昭和 41 年 12 月 21 日規則第 85 号。以下「自動車管理規則」という。)に従い善良な管理者の注意義務を払うこと。
- (2) 台帳等関係帳簿を正確に整備しておくこと。

- (3) 所管に属する物品は、その用途にしたがい効率的に使用するとともに、常に関係帳簿と照合・検査をしておくこと。
- (4) 物品は、常に適正かつ良好な状態で保管し、事故防止に万全を期すること。
- (5) 物品の整理区分を明確にし、保管場所を一定しておくこと。(特に図書等)
- (6) 季節的に使用する物品については、倉庫等適当な場所に保管すること。
- (7) 貴重な物品は、鍵のかかる保管庫等により特に厳重に保管すること。
- (8) 不要な物品については、会計規則第 91 条により速やかに手続を行うこと。
注 各課においては、交換(財産条例第7条)、譲与又は減額譲渡(財産条例第8条)はできない。
- (9) 物品の出納については、担当出納職員と連絡を密にすること。
- (10) 経費節減について留意し、過大な物品を保管することのないよう物品の計画的購入及び活用につとめること。
- (11) 物品管理補助員及び所属職員に対し、物品の使用保管について、常に経理観念の高揚につとめ、諸規則等の施行に遺漏のないよう指導をすること。

2 出納職員及び貯蔵物品出納員

- (1) 会計規則に従い物品の出納を行うこと。
- (2) 命令行為なしに出納行為を行うことのないよう注意すること。
- (3) 出納簿等と現品とを照合し、常に出納を正確にしておくとともに、登録されていない物品を発見したときは、直ちに物品管理者に報告すること。
- (4) 保管物品は類別して、当該物品の効率的な運用ができるよう適当な場所に整理保管し、常にその在庫を明らかにしておくと共に亡失・き損の事故を未然に防止するよう適切な方法を講じておくこと。

出所:「物品管理要領」

【物品に関する会計規則】

(物品の管理)

第 84 条 物品管理者は、その所管に属する物品を適正かつ効率的に管理し、常にその使用状況をは握しておかなければならない。

2 備品はすべて整理票その他の方法により、分類表示して管理しなければならない。

(物品管理補助員の設置等)

第 84 条の 2 物品管理者は、会計室長の承認を得て、北九州市事業所事務分掌規則(昭和 43 年北九州市規則第 77 号)に定める第 4 類の事業所(これに相当するものを含む。以下同じ。)に物品管理補助員を置くことができる。

2 物品管理補助員は、物品管理者の命を受けて、前項の事業所にかかる物品の管

理業務の補助をするものとする。

出所:「北九州市会計規則」

上記より、市の「物品管理要領」及び「北九州市会計規則」に従い、物品登録に関しては統一的かつ明確に取り扱う必要がある。

ウ 監査の意見

(ア) 消防団の活動経費について

消防団の運営活動に要する経費として、消防局の予算より交付金が支払われている。消防団が交付金を受ける際には、原則として、資金の使途が詳細に把握できる領収書等の添付が求められている。しかし、食糧費に使用された費用の総額は把握できるものの、詳細を把握することができない領収書が見受けられた。

<内容>

市は、「北九州市消防団交付金交付要綱」、「北九州市消防団交付金細則」及び「消防局 食糧諸費執行基準」において、以下のとおり定めている。

【消防団における交付事業】

(交付事業及び交付金額)

第3条 交付金の交付対象となる事業(以下「交付事業」という。)は、次に掲げるものをいう。

- (1) 消防団本部の運営活動事業
- (2) 消防分団の運営活動事業
- (3) ポンプ操法訓練活動事業

2 交付金額は、前項に掲げる交付事業に要する経費を対象とし、次に掲げる交付金の種別毎に予算の範囲内で決定する。

- (1) 消防団本部交付金
- (2) 消防分団交付金
- (3) ポンプ操法訓練交付金

出所:「北九州市消防団交付金交付要綱」

【消防団における交付金細則】

第1条 この細則は、北九州市消防団交付金交付要綱(以下、「交付金交付要綱」という。)第13条により、消防団の運営活動に要する経費、交付金額及び算定基礎に関する事項を定めるものとする。

第2条 交付金交付要綱第3条第2項の消防団の自主運営活動に要する経費の主要とは、概ね次のとおりとする。

- (1) 報償費
- (2) 旅費
- (3) 交際費
- (4) 食糧費
- (5) 需用費
- (6) 通信費
- (7) 使用料借上料、通行料、駐車料等
- (8) 負担金

- 2 報償費の執行基準は、北九州市消防表彰規則実施要綱に準じて、執行する。
- 3 交際費の執行基準は、消防局における交際費の執行基準に準じて、執行する。ただし、宗教上の組織、団体の便益や維持のために支出してはならない。
- 4 食糧費の執行基準は、北九州市消防局食料諸費執行基準に準じて、執行する。

第3条 交付金交付要綱第3条第2項の交付金額は、別表第1のとおりとする。

- 2 別表第1の交付金額のうち、分団数割額については、当分の間、1分団1万円とする。

(別表第1)

消防団交付金

(単位:千円)

団名	交付金額	団本部交付金	分団本部 交付金	ポンプ操法 交付金
門司消防団	4,722.5	722.5	3,300	700
小倉北消防団	4,102.5	702.5	2,700	700
小倉南消防団	5,652.5	752.5	4,200	700
若松消防団	3,482.5	682.5	2,100	700
八幡東消防団	3,482.5	682.5	2,100	700
八幡西消防団	5,032.5	732.5	3,600	700
戸畑消防団	2,862.5	662.5	1,500	700
洞海湾消防団	1,262.5	462.5	800	-
女性消防操法 実施消防団	700	-	-	700
合計	31,300	5,400	20,300	5,600

出所:「北九州市消防団交付金細則」

【消防団における食糧諸費執行基準】

事業	支出区分	支出基準
研修費	研修における外部講師の昼食	1,050 円/人の範囲内(消費税を含む)
	各種審査における審査員の昼食	2,100 円/人の範囲内(消費税を含む)
	その他	上記のいずれかと同額
式典	国際研修に伴うレセプション	2,500 円/人の範囲内(消費税を含む)
	消防出初式の祝賀会	2,500 円/人の範囲内(消費税を含む)
	その他	上記と同額
協議等	各種会議に伴う意見交換会	5,000 円/人の範囲内(消費税を含む)
	事業推進に伴う協議	5,000 円/人の範囲内(消費税を含む)
	その他	上記と同額
会議	外部の者が出席する会議の茶・菓子	500 円/人の範囲内(消費税を含む)
	その他	上記と同額
その他	消防職員の非常食料	特殊勤務手当の「食料手当」と同額範囲内

出所:「消防局 食糧諸費執行基準」

上記を基に、八幡西消防署及び門司消防署では以下のとおり、独自で交付金マニュアルを策定している。

【八幡西消防署における食糧費に関する規定】

<p>【説明】 費用弁償対象外の会議用茶菓子、行事・訓練時の食糧費で使用します。</p> <p>【例】 〇〇分団幹部会議用茶菓子代、定例訓練の昼食代</p> <p>【ポイント】 ・費用弁償対象外の行事に支出します。</p>
--

- ・執行額は飲み物代を含めて一人 500 円です。
- ・食料費を支出する場合は出席者の人数を必ず明記してください。
- ・団員以外の食料費(年末警戒中の茶菓子代など)は、用途と予定人数を必ず明記してください。
- ・いかなる理由でも酒類(料理酒、みりんは除く)への支出はできません。

出所:「八幡西消防団交付金マニュアル」

【門司消防署における食糧費に関する規定】

- 【説明】**
費用弁償対象外の訓練用飲料水代、会議用茶菓子代、各種行事の飲食料代です。
- 【業務日誌への書き方】**
○月○分団定例会議茶菓子代、○月○日自主訓練弁当代・飲料水代
- 【注意点】**
- ・費用弁償の対象となっているものに支出していませんか
 - ・消防団の運営活動に関する行事についてのものですか
 - ・金額は1人当たり 500 円以内です。(弁当代や飲み物代を合算して 500 円以内)
 - ・出席者の人数を必ず記入して下さい。
 - ・団員以外の食料費(年末特別警戒中の茶菓子代など) 予定人数を記入して下さい。
 - ・明細が記載されたレシートを添付して下さい。やむを得ず、領収書を添付する場合は、業務日誌の支出状況欄に品名・単価・個数など明確な内訳を記入して下さい。

出所:「門司消防団交付金マニュアル」

「消防団業務日誌」を閲覧し、運営活動に関する支出内容を確認したところ、食糧費に使用された費用の総額は把握できるものの、明細を把握することができない領収書が散見され、資金使途が客観的に把握できない状況が見受けられた。

消防団の運営活動に要する経費として、市から交付される費用の財源は市民の税金である。このため、支出に関する資金使途については、客観的に妥当であると認められる必要がある。有意義な交付金の執行及び不要な支出を抑制する観点から、支出については資金使途が客観的に把握可能なレシートの添付を求める体制とすることが望まれる。

(イ) 消防団における費用弁償手続について

費用弁償支給の際に基となる消防団員出勤報告書について、消防団本部の署名が漏れているもの、分団における署名欄及び本部における署名欄に同様の担当者の署名となっている報告書が見受けられた。活動に対する適正な費用弁償を実施する観点から、市は報告書の内容の確認に関する職務の分掌を整理した上で、改めて周知徹底する必要がある。

<内容>

市は、消防団員の報酬、費用弁償及び退職報償金について以下のとおり定めている。

【消防団員の報酬及び費用弁償】

<p>(報酬)</p> <p>第6条 消防団員に、別表第2に定める額の報酬を支給する。</p> <p>2 別表第3に定める消防団員には、前項の規定による報酬のほか、別表第3に定める額の報酬を支給する。</p> <p>3 報酬は、年額を4分し、1月、4月、7月、10月にそれぞれの前月までの分を支給する。</p> <p>4 新たに消防団員になった者には、その月から報酬を支給する。ただし、退職した者が退職した月において再び消防団員となったときは、その月の報酬は支給しない。</p> <p>5 昇任、降任により報酬額に異動を生じた者には、その月から新たな報酬を支給する。</p> <p>6 消防団員が退職したときは、その月まで報酬を支給する。</p> <p>7 前3項の規定により報酬を支給する場合においては、月割により計算する。</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第7条 消防団員が災害、警戒、訓練等のため出勤したときは、出勤1回につき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を費用弁償として支給する。</p> <p>(1) 災害のための出勤(災害現場で、指揮責任者からの指示により消火活動、救急活動、救助活動、水防活動その他これらに準じる活動に従事した場合に限る。)</p> <p>7,000 円</p> <p>(2) 前号に掲げる出勤以外の出勤 4,400 円</p> <p>2 前項第1号に掲げる出勤の1回の出勤時間が5時間を超える場合は、7,000 円を同号に定める額の費用弁償に加算して支給する。</p> <p>別表第2</p>

区分	報酬額
消防団長	年額 82,500 円
副団長	年額 69,000 円
分団長	年額 50,500 円
副分団長	年額 45,500 円
部長	年額 37,000 円
班長	年額 37,000 円
団員	年額 36,500 円

別表第3

区分	報酬額
機関員	年額 20,000 円
機関員補助者	年額 10,000 円

出所:「北九州市消防団員の定員、任用、給与、分限、懲戒、服務等に関する条例」

【消防団員の退職報償金】

(退職報償金の支給範囲)

第2条 退職報償金は、消防団員として5年以上勤務した者が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合にはその者の遺族)に支給する。

(退職報償金の額)

第3条 前条の退職報償金の額は、その者の階級及び勤務年数に応じて別表に定める額とする。

(別表)

階級	勤務年数		
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満
消防団長	239,000 円	344,000 円	459,000 円
副団長	229,000 円	329,000 円	429,000 円
分団長	219,000 円	318,000 円	413,000 円
副分団長	214,000 円	303,000 円	388,000 円
部長及び班長	204,000 円	283,000 円	358,000 円
団員	200,000 円	264,000 円	334,000 円

階級	勤務年数
----	------

	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
消防団長	594,000 円	779,000 円	979,000 円
副団長	534,000 円	709,000 円	909,000 円
分団長	513,000 円	659,000 円	849,000 円
副分団長	478,000 円	624,000 円	809,000 円
部長及び班長	438,000 円	564,000 円	734,000 円
団員	409,000 円	519,000 円	689,000 円

出所:「北九州市消防団員退職報償金支給条例」

担当者によれば、消防団員に対する費用弁償の支給は、以下の手順により行われるとのことである。

- ① 消防団活動を実施した各分団により「消防団員出動報告書」が作成され、分団の担当者による署名がなされる。
- ② 消防団本部の担当者による報告書の内容確認及び署名がなされる。
- ③ 「消防団員出動報告書」に基づき、各消防署にて、出動人員等が消防団管理システムへ入力される。
- ④ 消防団管理システムに入力された出動人員に対して費用弁償がなされる。

平成 28 年度における「消防団員出動報告書」を閲覧したところ、Ⅰ)消防団本部の署名が漏れている報告書、Ⅱ)分団における署名欄及び本部における署名欄が作成者と同様の担当者の署名となっている報告書が見受けられた。活動に対する適正な費用弁償を実施する観点から、報告書の内容の確認に関する職務の分掌を改めて整理した上で、周知徹底する必要がある。

(ウ) 費用弁償支給対象の活動について

消防団員への費用弁償について、同様の活動内容にも関わらず、費用弁償の対象となる活動かについて相違が見受けられた。同様の活動内容であればいずれも費用弁償の対象にすべきであると考えられる。このため、費用弁償に関する運用方法を見直すことが望まれる。

<内容>

消防団員への費用弁償について、「消防団員出動報告書」及び「消防団業務日誌」を閲覧したところ、同様の活動内容にも関わらず、費用弁償の対象となる活動かについて相違が見受けられた。担当者に質問したところ、費用弁償の対象となる活動かについては、分団長会議等で決定されており、各区の費用弁償に関する予算内で適正に執行できる体制となっているため、相違が生じているとの回答を入手している。

消防団員への費用弁償は、「北九州市消防団員の定員、任用、給与、分限、懲戒、服務等に関する条例」第7条に基づき支給されるものであり、同様の活動内容であればいずれも費用弁償の対象にすべきであると考えられる。このため、費用弁償に関する運用方法を見直すことが望まれる。

(エ) 消防団員の活動内容について

費用弁償の支給対象となる活動については、どのような活動を行ったかが具体的に把握できるようにすべきであり、活動内容については可能な限り具体的に記載することが望まれる。

<内容>

消防団員の費用弁償の対象となる活動については、「消防団員出動報告書」に出動状況、活動状況及び出動人員等に関する記載がなされ、これに基づき費用弁償が行われる体制となっている。同報告書のうち、出動状況に関する記載が、「自主訓練」と記載されているのみの資料が見受けられ、具体的な活動内容が把握できない状況となっている。

【費用弁償における出動内容について(例)】

出動状況	出動種別	自主訓練
	出動日時	平成 29 年 1 月 15 日 (日) 9 時 30 分～12 時
	出動場所	門司区新門司3丁目

出所:「消防団員出動報告書」

費用弁償は、「北九州市消防団員の定員、任用、給与、分限、懲戒、服務等に関する条例」第7条に基づき、実施されるものであり、どのような活動を行ったかが具体的に把握できるようにすべきである。適正な費用弁償を実施する観点から、活動内容については可能な限り具体的に記載することが望まれる。

(5) 建築都市局

ア 実施した監査手続の概要

- ① 防災に関する建築都市局の事業及び予算に関する担当者への質問を行い、必要に応じて関係書類を閲覧した。
- ② 耐震改修促進計画に関する担当者への質問を行い、必要に応じて関係書類を閲覧した。

イ 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

ウ 監査の意見

(ア) 市所有施設の耐震性について

市所有施設について、平成 29 年3月末時点で耐震未対応の施設が見受けられる。これらのうち、今後の方針が未確定な施設も存在しており、災害発生時における倒壊等のリスクに対する対策が不十分であると考えられる。耐震未対応の物件については、地震等の災害発生時における倒壊の危険性があるため、市(施設の所管局)は早期に今後の方針を確定させる必要がある。

<内容>

市は、地域防災計画(災害対策編)において、建築物の安全化について、以下のとおり定めている。

第2章 災害予防計画

(中略)

第7節 建築物の安全化

(中略)

第2 「北九州市耐震改修促進計画」の策定

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(以下「耐震改修促進法」という。)の改正を受け、地震による建築物の倒壊などの被害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、既存建築物の耐震改修等を総合的かつ計画的に促進することを目的として「北九州市耐震改修促進計画」を策定した。

第3 市有建築物の耐震性の確保

1 新設の建築物

市有建築物の新設は建築基準法改正後の新耐震基準により設計されるが、総合的な防災活動の拠点等については、災害時の活動内容及び重要度に応じて耐震性能の強化を図る。

2 既設の建築物

(1)防災拠点建築物等の耐震化推進

防災拠点建築物や多数の市民が利用する建築物について耐震化を促進する。特に耐震改修促進法第 14 条に規定される特定既存耐震不適格建築物については、建替等の予定施設を除き、平成 27 年度までに耐震化を完了した。

(2)学校施設の耐震化推進

耐震診断の結果、耐震補強が必要なすべての学校施設の耐震工事は、平成 27 年度末に完了した。

(3)その他

特定既存耐震不適格建築物以外の建築物の耐震化については、「北九州市耐震改修促進計画」に基づき、施設利用者の安全確保と災害時に当該施設が担う役割、用途及び今後の利用計画等を考慮しつつ、計画的に進める。また、耐震診断については建替等の予定施設を除き、平成 25 年度から平成 27 年度までの3ヵ年で完了した。耐震改修についても、平成 37 年度末までの完了を目指す。

第4 民間建築物の耐震化促進

民間建築物の耐震化については、所有者が自らの問題、地域の問題という意識を持って取り組むことが必要であり、そのため本市は、所有者が安心して耐震診断・耐震改修等に取り組むことができるよう、耐震化に関する情報提供や相談体制及び助成制度の充実など、必要な環境整備や支援施策並びに適切な指導を行う。

第5 被災建物による二次災害の防止

「第3章第 28 節 応急住宅対策 第3 応急危険度判定士の養成」による。

出所：地域防災計画（災害対策編）

また、市は地域防災計画に基づき、建築物の耐震化を促進するための施策として以下を定めている。

【建築物の耐震化を促進するための施策】

施策の柱	項目	内容
建築物の耐震化への取り組み	(1) 住宅の耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅所有者が自らできる簡易耐震診断の活用を周知し、耐震化の促進を図る ・住宅の耐震改修工事等の補助により所有者へ支援を行う ・耐震診断アドバイザー制度の活用による耐震診断の実施と耐震改修への誘導を行う ・関係機関と連携し、耐震化によるメリットの活用により耐震化の促進を図る ・リフォームの機会を捉えた耐震化の促進を図る ・住まいの安全・耐震に関する相談体制の充実を図る
	(2) 特定既存耐震不適格建築物の耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ・特定既存耐震不適格建築物に対する適切な指導等を実施する ・要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果を公表する ・要緊急安全確認大規模建築物を優先し耐震化の促進を図る ・関係機関と連携し、耐震化によるメリットの活用により耐震化の促進を図る ・耐震診断・耐震改修工事等への補助による所有者への支援を行う ・定期報告制度を活用した建築物の安全対策、耐震化に向けた指導を行う ・防災拠点建築物や避難路沿道建築物を優先し耐震化の促進を図る
	(3) 市有建築物の耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ・市有建築物の計画的な耐震化の促進を図る
	(4) 法律による耐震化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震改修促進法における耐震改修計画認定制度、耐震性の表示制度、マンション等の耐震改修を行う決議要件の緩和制度の周知、活用により耐震化の促進を図る ・マンション建替え円滑化法における耐震性不足のマンション建替えの際の容積率緩和の特例の周知、活用により耐震化の促進を図る

施策の柱	項目	内容
耐震改修促進のための普及・啓発	(1) 防災意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップ等を掲載した「北九州市防災ガイドブック」を活用し、防災意識の高揚を図る ・教員向けの指導書「北九州市防災教育プログラム」を活用した普及啓発を行う ・地震の揺れを体験し、災害を身近に感じることができる「地震体験車」を活用し、防災意識の高揚を図る ・地域防災計画における基本方針である「自助」「共助」「公助」による防災対策の促進を図る ・県ホームページによる防災情報の提供、携帯電話のメール機能を活用した防災情報の配信システムを周知、活用を促す
	(2) 耐震改修促進に関する情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ、普及啓発リーフレット、耐震関連制度の紹介リーフレットなどにより耐震改修促進に関する情報の提供を行う ・耐震改修セミナー、防災関連イベントなどを開催し、情報の提供を行う
	(3) 研修等による人材の確保と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断アドバイザーや専門的なアドバイスを行える技術者の養成と確保に県と連携し、取り組む ・市内の工務店や建築士を対象に地域に根ざした専門的技術者の養成に県と連携し、取り組む
耐震改修促進に向けた指導等	(1) 法に基づく適切な指導・助言等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震改修促進法や建築基準法に基づく適切な指導等を行う

施策の柱	項目	内容
その他の 施策	(1) 建築物の総合的な安全対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ブロック塀の倒壊防止のため、所有者等への適切な維持管理の啓発や指導等を行う ・建築物の窓ガラスの耐震対策について、所有者等へ適切な維持管理の啓発や指導等を行う ・天井の脱落防止対策について、所有者等へ適切な維持管理の啓発や指導等を行う ・エレベーター等の地震時の安全対策について、所有者等へ啓発や指導等を行う ・防災査察やパトロールなどを関係機関と協力して実施し、所有者へ安全対策と適切な維持管理の啓発や指導等を行う ・老朽危険家屋の所有者等へ適切な維持管理の指導等を行う ・補助等を利用した危険な空き家等の除却の促進を図る ・土砂災害特別警戒区域からの住宅の移転の促進を図る ・液状化に関する情報提供により普及啓発を図る

出所:「建築物の耐震化を促進するための施策」

市所有の建築物は、特定既存耐震不適格建築物と特定既存耐震不適格建築物以外の建築物(以下、「特定外建築物」という。)に区分されている。特定既存耐震不適格建築物とは、学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホーム等多数の者が利用する建築物のうち一定の規模以上のもの、危険物を取り扱う建築物、道路を閉塞させる建築物をいう。平成 29 年3月31日時点における、特定既存耐震不適格建築物の耐震化に関する状況は以下のとおりである。

【特定既存耐震不適格建築物の耐震化に関する状況】

対象建築物	棟数
S56 以降建設の施設(新耐震基準)	104 棟
耐震性あり	35 棟
耐震改修済み	41 棟
耐震改修未実施	9 棟
耐震診断未実施	0 棟

出所:「市所有の特定既存耐震不適格建築物における耐震化について」

※ 学校施設(970 棟)については、全て耐震性確保済み。

上記のとおり、耐震化に関する進捗状況は概ね良好であるが、耐震改修未実施の建築物が9棟あり、これらの中には今後の方針が未定なものもある。

次に、平成29年3月31日時点における、特定外建築物の耐震化状況は以下のとおりであり、耐震診断未実施の建築物が1棟ある。

【特定外建築物の耐震化状況】

		棟数
棟の合計		815
新耐震		485
旧耐震		330
耐震診断済み	補強不要	114
	改修済	39
	未改修	77
耐震診断未実施		1
解体譲渡等予定		99
耐震性能を有する 特定外建築物合計		638

出所:「市有建築物の耐震化状況」及び市からの回答を基に監査人作成

耐震未対応の物件については、地震等の災害発生時における倒壊の危険性が考えられるため、早期に方針を確定させる必要がある。

(6) 産業経済局

ア 実施した監査手続の概要

- ① 既存建築物の耐震状況に関する担当者への質問を行い、必要に応じて関係書類を閲覧した。

イ 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

ウ 監査の意見

(ア) 既存建築物の耐震診断について

平成 29 年 7 月 31 日時点において、市所有の特定外建築物である旧大阪商船が耐震未診断となっているため、市は早期に耐震診断を実施する必要がある。

<内容>

市は、「北九州市耐震改修促進計画」において、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図っている。平成 29 年 7 月 31 日時点において、市が所有する特定外建築物である旧大阪商船が耐震未診断となっている。担当者によれば、同建築物は複雑な構造の建物であるため、平成 27 年度において予備的な構造調査は行ったものの、正確な耐震性の確認をするための詳細な耐震診断はまだ行っていないとのことであった。耐震化を進める上で、災害発生時における倒壊のリスクに対応する観点から、建築物に対する耐震診断を実施することは重要であると考えられる。このため、早期に耐震診断を実施する必要がある。

【耐震未診断の建築物】

建物(施設)の名称	旧大阪商船
構造	木造
階数	2
床面積(m ²)	1,375
建築年	大正6年1月1日

出所:「市有特定外建築物リスト」を基に監査人作成

(7) 上下水道局

ア 実施した監査手続の概要

- ① 上下水道施設の耐震状況に関する担当者への質問を行い、必要に応じて関係書類を閲覧した。

イ 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

ウ 監査の意見

(ア) 上下水道施設の耐震改修について

市は、平成 29 年 7 月 31 日時点において、耐震未改修の上下水道施設を 25 棟有している。上下水道施設については、災害発生時における機能維持の観点から、耐震改修を早期に実施することが望まれる。

<内容>

市は、平成 29 年 7 月 31 日時点において、耐震未改修の上下水道施設を 25 棟有している。これらの上下水道施設に関する今後の改修予定は以下のとおりである。

【上下水道関連施設の改修予定】

改修予定 (年度)	用途	施設名
H30	送水施設	藤ノ木ポンプ場
H36	ポンプ場・浄化センター	大久保ポンプ場、城野ポンプ場、片上ポンプ場、門司港ポンプ場、本城ポンプ場、浅野町ポンプ場
耐震再診断	ポンプ場・浄化センター	皇后崎浄化センター(第1ポンプ場)、皇后崎浄化センター(塩素滅菌室)、高須ポンプ場、新町浄化センター(ポンプ室)、曾根浄化センター(曝気沈砂池棟)、曾根新田北ポンプ場、則松ポンプ場、東中島ポンプ場、藤ノ木ポンプ場、藤田ポンプ場、南小倉ポンプ場、日明浄化センター(ポンプ室)、北湊浄化センター(ポンプ室)、北湊浄化センター(電気室)、北湊浄化センター(塩素処理室)、奥洞海ポンプ場、曾根浄化センター(下

		水処理棟)、日明浄化センター(返送汚泥ポンプ室)
--	--	--------------------------

出所:市からの回答を基に監査人作成

担当者によれば、耐震再診断を予定している施設については、過去に耐震診断を実施しているものの、今後補強すべき箇所を精緻に把握するため、新たに再診断を予定しているとのことであった。これらの施設について早期に改修計画を策定することが望まれる。